

# 北広島市立東部中学校いじめ防止基本方針

～いじめを許さない学校づくりを進めるために～

2022年4月

## I 取組の方針

いじめを許さない学校づくりを進めるためには、学校教育全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、生徒に徹底することが大切です。

そのためには、いじめに対応する具体的なプログラムを策定し、全校体制で組織的にいじめの防止や解決に取り組む必要があります。

本校では、次のとおりいじめ防止の具体的な内容を定め、いじめ防止の取組を進めます。

## II いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応するものとします。

## III いじめの内容

いじめの内容には、次のようなものがあります。

- ①無視…話しかけない、返事をしないなど
- ②仲間はずれ…集団に入れない、そばに近寄らせない、一緒に行動させないなど
- ③嫌がらせ…冷やかす、からかう、嫌がる言葉を浴びせる、悪口を言ったり悪いういわさを流したりするなど
- ④脅しや強要…脅し文句を言う、使い走りをさせる、恥ずかしいことや嫌なことをさせる、犯罪行為をさせるなど。
- ⑤身体への攻撃…殴る、叩く、蹴る、水をかけるなど。
- ⑥金品に損害…金品をたかる、盗む、壊す、隠す、捨てるなど。

なお、パソコンや携帯電話などによるものについても、手段が変わっただけであって、上記と同様にいじめの中に含まれます。

## IV 具体的な指導内容

### 1 いじめの未然防止

#### 1) 指導方針の明確化

いじめについての基本的な姿勢「人間として絶対に許されないこと」を確認します。

◎いじめ対策委員会等の設置（校内体制づくり）

- ・管理職・生徒指導主任・教務主任・学年主任・保体部（部活動担当）・養護教諭
- ・スクールカウンセラー等

#### 2) いじめの発生状況やいじめに対する認識の把握

◎生徒、教職員、保護者へのアンケート調査

○学校の課題の明確化

#### 3) 学校の課題の共有

いじめについての基本的認識や指導の進め方について共通理解を図ります。

◎いじめにかかわる実践的な校内研修の実施

- ・「これは見逃さない」内容についての話し合い
- ・カウンセリングマインドの習得、事例研究

◎社会的な背景を踏まえ、特に留意すべき課題・新たな課題（R3.4 追記）

○ネット上のマナー指導・啓発

- ・日常・計画的な情報モラル教育（外部講師による情報モラル教室実施等）
- ・PTA と連携したアンビシャス4ルールの啓発

○新型コロナウイルス感染症の感染等に対するいじめや偏見、差別への対処

- ・「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者・その家族」や「医療従事者」等に対する差別偏見にあわないような防止対策
- ・適切な知識を基にした、発達段階に応じた指導等

#### 4) いじめを許さない学級づくり、学校づくり

道徳や学級活動において、いじめにかかわる指導や生命、人権を大切にしている指導を進めます。

◎いじめ防止のためのルールづくりとルールの掲示

○いじめ問題やルールの実行についての話し合い

○生徒会による主体的ないじめ防止運動

- ・憲章やスローガンの策定
- ・人権強調月間やいじめ防止キャンペーンの実施

## 5) 家庭、地域との連携

学校の対応方針の説明と協力要請を行います。

◎学校だよりやホームページによる対応方針の説明

○保護者会におけるいじめの問題についての学習会の実施

### OPTA・健連協との連携（R3.4 追記）

・きたひろしまアンビシャス4ルールの啓発

・標語コンクールの実施とポスター地域掲示・啓発

## 2 いじめの把握

### 1) 複数の教師による多面的な把握と情報共有

ひとりぼっちの子をつくらない指導や日常的な生徒の状況の把握、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携強化を図ります。

◎チェックリストによるいじめの把握

◎休み時間、昼休みの生徒の状況の把握

・特に、一人でいることが多い生徒、友だちよりも教師と話したり行動したりすることが多い生徒に留意する)

◎保健室利用状況の情報交流

### 2) 教育相談の充実

「ふれあいルーム」（教育相談室）の整備を進めるとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラーの効果的な活用を促進します。

◎校内の相談体制（誰にでも相談できることなど）のPR

○教育相談週間の設定

○外部相談機関・相談電話の紹介

## 3 発生したいじめへの対応

### 1) 管理職のリーダーシップに基づく組織的対応

役割分担と責任を明確にし、全教職員への情報提供により共通理解を図ります。

◎正確かつ迅速な事実関係の把握と教育委員会への報告

○指導の記録（個人情報、人権への配慮）

○公表の在り方の検討

○関係機関（少年指導センター等）との連携

### 2) いじめられた生徒への指導

教員組織で見守る体制を確立（登下校、休み時間）し、いじめを継続させないための弾力的な対応を進めます。また、自信や自己存在感（自己有用感）をもたせる活動の場を確保すると

ともに、友だちづくりへの支援を進めます。

- ◎いじめ解決と徹底して守り通すことを言葉と態度で示すなどの全教職員による対応
- ◎教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い
- 養護教諭、スクールカウンセラー等との連携
- 席替えや班替えなどの生徒の立場に立った指導の工夫

### 3) いじめた生徒への指導

いじめは許さないという毅然とした指導とともに、いじめの非人間性や人権を侵す行為であることに気付かせる指導を徹底します。

- ◎教師と当事者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い
- 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させる指導

### 4) 学級・学年全体への指導

観衆や傍観者への指導、豊かな人間関係をはぐくむための指導を進めます。

- ◎はやしたてたり傍観したりすることは、いじめ同様に許されないことを理解させる指導
- ◎いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる指導
- ブレーストーミング ・ ロールプレイを活用した指導

### 5) 当該保護者（加害・被害）への対応

正確な事実及び指導経過の報告、情報交換を進めます。

- ◎複数の教員による家庭訪問
- 教師と双方の保護者との正確な事実に基づいた真剣な話し合い

### 6) 家庭、地域への協力要請

- 個人情報の取り扱いに配慮した適切な情報提供
- 意見交換会の実施

## 4 いじめの解消

○いじめは安易に解消できるものではなく、被害生徒の心身の苦痛の状態等、総合的に判断する必要がある。

◆いじめが「解消している」状態とは、

「①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。」

(少なくとも3か月を目安)

「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている必要がある。

○いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒の安全・安心を確保する。

○いじめが再発する可能性を踏まえ、被害生徒及び加害生徒は勿論、集団についても、日常

的に観察する。

- いじめ解消の見極めは、いじめ対策委員会等を活用し、スクールカウンセラーを含めた組織で判断する。

## 5 重大事案の対応について

別紙フロー図参照

## 6 再発防止

### 1) 継続した指導

- ◎解決したと即断せず、複数の教師による観察の継続
- 教師の特性を生かした相談活動

### 2) 魅力ある学校生活への改善

- ◎「自己決定」、「自己有用感」（自己存在感）、「共感的理解」を重視した積極的な生徒指導の推進

### 3) 家庭、地域との連携

- 地域での挨拶運動
- 地域行事への参加

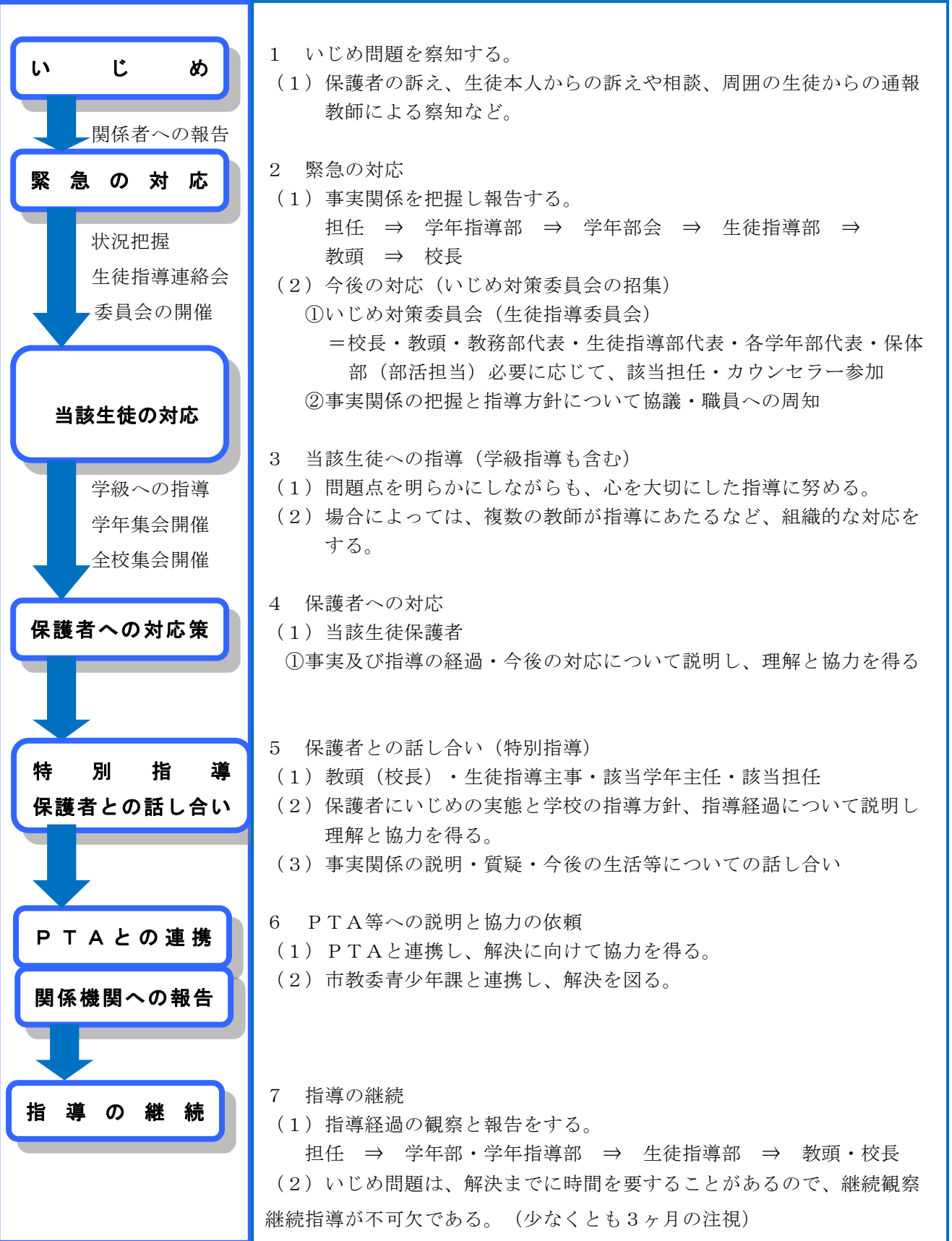
### 4) 教職員の研修の充実

- 校内における研修の実施
- 校外の研修会への積極的参加と校内還流

### 5) 取組に対する評価

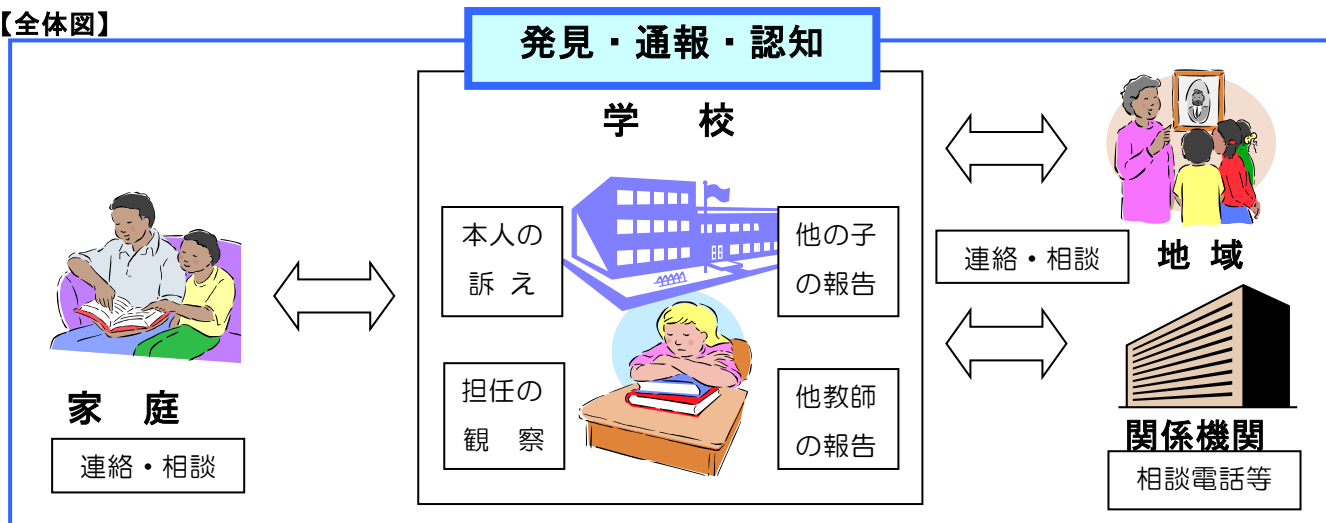
- アンケート等による取組の検証
- 生徒や保護者、外部者による評価

## ○いじめ問題への対応～いじめの対応マニュアル～

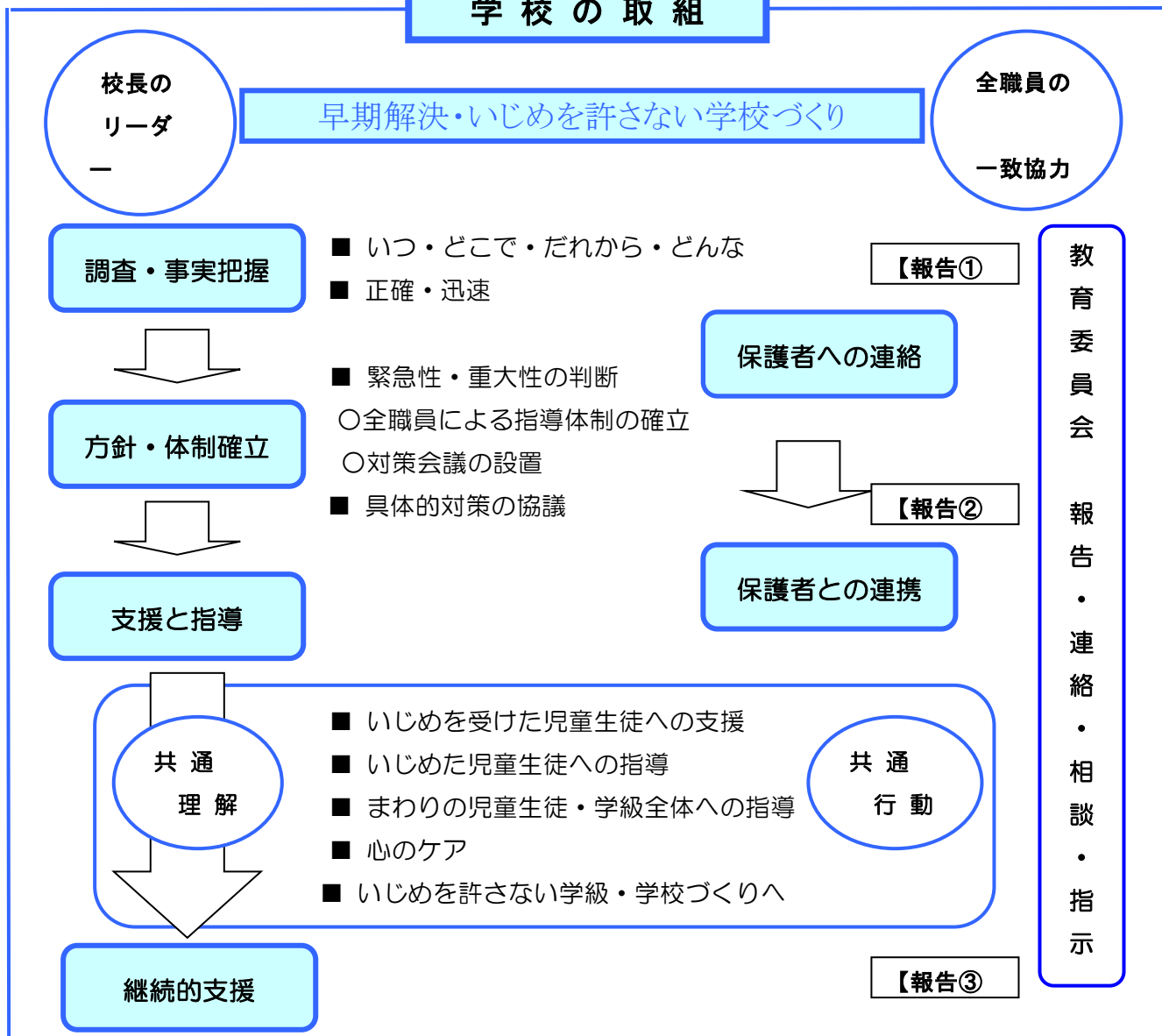


# いじめ対応マニュアル

【全体図】



## 学校の取組



# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
    - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
    - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力